

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正  
する条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定に基づき日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の改廃の請求があったので、同条第3項の規定に基づき意見を付けて、日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について付議するものとする。

令和 7 年 1 月 3 0 日 提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

地方自治法第74条第1項の規定に基づき条例改廃の請求があったため、議会に付議するものであります。

別紙

## 条例案

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正  
する条例

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正規定中「別表日立市立久慈中学校の項中「日立市立久慈中学校」を「日立市立松風中学校」に改め、」を削り、「同表」を「別表」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 意見書

近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数が減少することに伴い、学級数が減少する学校規模の縮小化が進行していることから、学校の適正規模を維持するため、全国的に学校再編が進められております。

本市においても、学校規模の縮小化の傾向が今後も続くものと予想される中で、人間関係の固定化や教育効果の低下などの課題解消に向けて、令和3年2月に日立市立学校再編計画を策定し、子どもたちにとって、より良い教育環境を維持できるよう学校再編に取り組んでおります。

日立市立学校再編計画では、統合の対象となる学校の規模にかかわらず、対等な統合を前提としており、統合に際して必要となる学校名などの基本的な事項については、学校・保護者・地域の代表で組織される統合準備委員会で公正・公平な議論を行い、合意形成を図りながら、決定することとしております。

日立市立坂本中学校と日立市立久慈中学校の統合校の名称は、坂本中学校・久慈中学校統合準備委員会で、名称の選定方法や校名を公募する際の募集要領について協議するなど、1年5か月にわたり、合計13回の会議において熱心な議論が行われ、最終的に統合準備委員会の総意として、松風中学校が選定されました。

松風中学校と選定された名称は、統合準備委員会の委員長から教育長に提出され、教育委員会において統合後の学校名として議決し、さらに、昨年3月の市議会において条例改正案を御審議の上、議決をいただいで

おります。

十分な議論を重ね、適正な手続により決定されたものと理解しておりますが、今般、法の定めに従い直接請求の手続がとられたことから、慎重なる御審議をお願い申し上げます。